



山形県公報

平成24年2月24日（金）
第2320号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）…189
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（同）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…190
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（森 林 課）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…191
- 同……………（庄内総合支庁建設総務課）…192
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…193
- 同……………（同）…同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…194

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（新庄病院）…同

## 告 示

### 山形県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 須 藤 医 院           | 新庄市沖の町10番22号        | 平成24. 1. 10 |

### 山形県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地  | 廃止年月日      |
|-----------|-------------|------------|
| 須 藤 医 院   | 新庄市沼田町6番22号 | 平成24. 1. 9 |

### 山形県告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地           | 指定年月日        |
|-----------|--------------------------------------------------|----------------------|--------------|
| さふらん余目店   | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 東田川郡庄内町余目字月屋敷101番地の2 | 平成23. 12. 12 |

### 山形県告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字大蔵字松保3197-25、3197-43、3197-53、3197-54、3197-55
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字大蔵字瀧返3170-79、大字北作字烏帽子2979-33
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字大蔵字松保1860
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字山辺字愛宕山5660、5661-1、5662から5674まで、5676、5678、5680から5689まで、5692から5697まで、5701、5711-1
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
村山市大字岩野字大聖天1675-1、1838、1838-1、1838-2、字若林1837-1、1837-3から1837-6まで、字聖天沢1839-1から1839-5、字仲ノ日1841-1、1841-3から1841-7
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については主伐にかかる伐採種は、定めない。  
村山市大字岩野字大聖天1675-1、1838、1838-1
- (ロ) その他の森林については主伐は択伐による。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに村山市役所及び山辺町役場に備え置いて縦覧に供する。

#### 山形県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月24日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県 道

- 2 路線名 新庄鮭川戸沢線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡鮭川村大字石名坂字下大曾根361番1から |   | 旧    | 20.5メートル | 315メートル |
| 同 344番3まで               |   |      | 9.0      |         |
| 同                       | 上 | 新    | 22.0メートル | 同上      |
|                         |   |      | 9.0      |         |

#### 山形県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月24日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 円能寺砂越停車場線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区               | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|-----------------|---|------|----------|-----------|
| 酒田市飛鳥字大林168番1から |   | 旧    | 58.0メートル | 2,082メートル |
| 同 砂越字楯之内63番5まで  |   |      | 13.0     |           |
| 同               | 上 | 新    | 75.0メートル | 3,044メートル |
|                 |   |      | 11.0     |           |

#### 山形県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月24日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 円能寺砂越停車場線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|------------------|---|------|----------|-----------|
| 酒田市中野俣字沢山137番4から |   | 旧    | 16.0メートル | 1,389メートル |
| 同 字笹下177番まで      |   |      | 9.2      |           |
| 同                | 上 | 新    | 26.0メートル | 同上        |
|                  |   |      | 9.2      |           |

#### 山形県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月24日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢下新田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------|------|--------------------|-------------|
| 酒田市山元字土倉61番1から<br>同 1番3まで | 旧    | 25.4メートル<br>} 11.6 | メートル<br>289 |
| 同 上                       | 新    | 30.4メートル<br>} 11.8 | 同 上         |

#### 山形県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月24日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市中野俣字沢山137番4から  
同 字笹下177番まで
- 3 供用開始の期日 平成24年2月24日

#### 山形県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年2月24日から同年3月8日まで縦覧に供する。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田沢下新田線
- 2 供用開始の区間 酒田市山元字土倉61番1から  
同 1番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年2月24日

#### 山形県告示第184号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南陽都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・5号赤湯停車場線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成24年2月16日 東北地方整備局告示第15号

## 山形県告示第185号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成24年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 都市計画事業の種類及び名称
  - 種類 寒河江都市計画道路事業
  - 名称 3・4・11号柴橋日田線
- 施行者の名称  
山形県
- 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 事業地の所在
  - 取用の部分 変更なし
  - 使用の部分 なし
- 告示年月日及び番号  
平成24年2月17日 東北地方整備局告示第16号

---

公 告

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年2月24日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
債務負担行為 山形県立新庄病院医事業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院医事経営課医事係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 落札者を決定した日 平成24年2月6日
- 落札者の名称及び所在地  
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 落札金額 315,000,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成23年12月27日